

○富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成9年7月15日

富士宮市条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂等の崩壊、流出等による災害を防止するとともに、当該跡地の緑化等を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全の保持と環境及び景観の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 土地の埋立て等 次に掲げる行為をいう。

ア 土砂等による土地の埋立て又は盛土をする行為

イ アに掲げる行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為

(一部改正〔令和5年条例22号〕)

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる土地の埋立て等については、適用しない。

(1) 国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体が行う土地の埋立て等

(2) 他の法令の規定に基づく許可、認可、届出等に係る土地の埋立て等で規則で定めるもの

(3) 日常生活又は土地の管理のために行う土地の埋立て等、軽易な土地の埋立て等その他の災害の防止上並びに環境及び景観の保全上支障がないと認められる土地の埋立て等で規則で定めるもの

(4) 非常災害のため必要な応急措置として行う土地の埋立て等

(施行主等の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者（以下「施行主」という。）及び土地の埋立て等を請け負う者（以下「請負人」という。）は、土地の埋立て等を行うに当たり、災害を防止し、環境及び景観の保全を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 施行主及び請負人は、土地の埋立て等を行うに当たり、あらかじめ、当該土地の埋立て等の施行に係る関係人に対し、当該土地の埋立て等の内容について周知しなければならない。
- 3 施行主及び請負人は、土地の埋立て等により公共施設を破損した場合は、速やかに、原状に回復しなければならない。
- 4 施行主及び請負人は、土地の埋立て等に伴って周辺住民の生活に損害を与えたときは、誠意をもって解決しなければならない。

(一部改正〔令和5年条例22号〕)

(土地の所有者等の責務)

第4条の2 土地の所有者、管理者又は占有者(第23条の2及び第23条の3において「土地の所有者等」という。)は、その所有し、管理し、又は占有する土地において、災害の防止上並びに環境及び景観の保全上支障が生ずるおそれのある土地の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

(追加〔令和5年条例22号〕)

(土地の埋立て等の許可等)

第5条 施行主は、土地の埋立て等を行おうとするときは、当該土地の埋立て等に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする施行主は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 施行主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 土地の埋立て等の目的
 - (3) 土地の埋立て等を行う区域(以下「施行区域」という。)の所在地及び面積
 - (4) 土地の埋立て等の施行期間
 - (5) 土地の埋立て等の施行方法
 - (6) 土地の埋立て等に係る土砂等の量
 - (7) 請負人の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (8) 現場管理責任者の氏名及び住所
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により許可するときは、災害の防止又は環境若しくは景観の保全のため必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、規則で定める施行基準（以下「施行基準」という。）に適合していると認めるときでなければ、前条第1項の許可をすることができない。

(許可又は不許可の通知)

第7条 市長は、第5条第2項に規定する許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分を行い、当該申請をした施行主に通知しなければならない。

(変更の許可等)

第8条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、同条第2項第3号又は第5号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する変更の許可を受けようとする施行主は、当該変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 市長は、第2項に規定する変更の許可の申請があったときは、許可又は不許可の処分を行い、当該申請をした施行主に通知しなければならない。

5 第5条第1項の許可を受けた施行主は、同条第2項第1号、第2号、第4号、第8号又は第9号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。

6 第5条第4項及び第6条の規定は、第1項の許可について準用する。

(名義貸しの禁止)

第9条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、第三者に、当該施行主が有している土地の埋立て等を行う名義を貸与してはならない。

(譲渡の制限)

第10条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、第三者に、当該施行主が有している土地の埋立て等を行う権原を譲渡しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する譲渡の承認を受けようとする施行主は、当該譲渡に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する譲渡の承認の申請があったときは、承認又は不承認の処分を行

い、当該申請をした施行主に通知しなければならない。

(地位の承継)

第11条 第5条第1項の許可を受けた施行主について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該施行主が有していた許可に基づく地位を承継する。

2 第5条第1項の許可を受けた施行主が有していた許可に基づく地位を前項の規定により承継したものは、その承継した日から起算して14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(土地の埋立て等の着手の届出)

第12条 施行主は、第5条第1項の許可を受けた土地の埋立て等に着手しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(施行方法)

第13条 施行主及び請負人は、施行基準及び第5条第4項に規定する許可の条件に従い、土地の埋立て等を行わなければならない。

(標識の設置)

第14条 施行主は、土地の埋立て等の施行期間中、当該施行区域の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施行主又は請負人に対し、土地の埋立て等の施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 施行主及び請負人は、前項の規定により報告を求められたときは、その日から起算して10日以内に市長に報告しなければならない。

(立入検査)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に施行主若しくは請負人の事務所又は施行区域にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第17条 市長は、第5条第1項の許可を受けた施行主が施行基準又は第5条第4項に規定

する許可の条件に違反しているときは、当該施行主に対し、施行基準又は当該条件に適合するよう必要な改善措置を勧告することができる。

(改善命令)

第18条 市長は、施行主が前条の規定による改善勧告に従わないときは、当該施行主に対し、期限を定め、必要な改善措置を命ずることができる。

(許可又は承認の取消し)

第19条 市長は、施行主が偽りその他不正な手段により第5条第1項若しくは第8条第1項の許可若しくは第10条第1項の承認を受けたとき、第9条の規定に違反したとき、又は前条の規定による改善命令に違反したときは、当該許可又は承認を取り消すことができる。

(中止命令)

第20条 市長は、第5条第1項若しくは第8条第1項の許可又は第10条第1項の承認を受けずに土地の埋立て等を行っている施行主又は請負人に対し、当該土地の埋立て等の中止を命ずるものとする。

(原状回復命令等)

第21条 市長は、第19条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により土地の埋立て等の中止を命じたときは、当該処分に係る施行主又は請負人に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(中止又は完了の届出等)

第22条 第5条第1項の許可を受けた施行主は、当該土地の埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る土地の埋立て等が施行基準又は第5条第4項に規定する許可の条件に適合しているかを検査し、適合していないと認めるときは、当該届出をした施行主に対して、期限を定め、必要な改善措置を命ずることができる。

(意見の聴取)

第23条 市長は、第18条から第21条まで又は前条第2項に規定する処分をしようとするときは、当該処分の名あて人となるべき施行主又は請負人に対し、あらかじめ、期日、場所及び予定される処分の内容について通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、災害の防止若しくは環境若しくは景観の保全を図るため緊急やむを得ないと認めるとき、又は当該処分の名あて人となるべき施行主若しくは請負人が正当な理由がなく意見の聴取に

応じないときは、意見の聴取を行わないで当該処分を行うことができる。

(土地の所有者等への通知)

第23条の2 市長は、施行主又は請負人に対し、第18条から第21条まで又は第22条第2項に規定する処分をしたときは、その旨及び必要と認める情報を当該土地の埋立て等に係る土地の所有者等に通知するものとする。ただし、施行主又は請負人と土地の所有者等とが同一の者であるときは、この限りでない。

(追加〔令和5年条例22号〕)

(土地の所有者等に対する勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定により土地の所有者等に通知をした場合において、当該土地の埋立て等により土砂等の崩壊、流出等による災害が生ずると認められるときは、当該土地の所有者等に対し、災害を防止するため必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(追加〔令和5年条例22号〕)

(違反事実の公表)

第24条 市長は、第18条、第20条、第21条又は第22条第2項の規定による命令に従わなかった者について、災害の防止又は環境若しくは景観の保全を図るため必要があると認めるときは、その事実を公表するものとする。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第26条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項、第8条第1項又は第10条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第21条又は第22条第2項の規定による命令に違反した者

2 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条の規定に違反し、標識を設置せず土地の埋立て等を行った者

(2) 第15条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

3 第8条第5項、第11条第2項又は第22条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔令和5年条例22号〕)

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条に規定する罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に際し現に土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から3か月間は、第5条第1項の許可を受けないで、当該土地の埋立て等を行うことができる。その者が当該期間内に同条第2項に規定する許可の申請をした場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(芝川町の編入に伴う経過措置)

3 芝川町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、編入前の芝川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年芝川町条例第1号。以下「編入前の芝川町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成22年条例48号〕)

4 編入日前にした編入前の芝川町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の芝川町条例の例による。

(追加〔平成22年条例48号〕)

附 則（平成22年3月5日条例第48号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（令和5年9月21日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富士宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた土地の埋立て等について適用し、同日前に行われた土地の埋立て等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

